

東海第二発電所の特重施設の設置等に関する 審査概要

令和3年12月
原子力規制庁

目 次

- | | |
|------------------------|-----|
| 1. 審査の経緯 | p.2 |
| 2. 特重施設を構成する設備 | p.3 |
| 3. 所内常設直流電源設備（3系統目）の設置 | p.4 |

1. 審査の経緯

<新規制基準施行 (H25.7.8)>

- 新規制基準において、信頼性向上のためのバックアップ対策として、特定重大事故等対処施設（以下「特重施設」という）等を設けることを要求
- 特重施設等については新規制基準の施行日から5年間の経過措置を規定

<設置許可基準規則※1 の一部改正(H31.1.12)>

- 経過措置規定の起算点を、新規制基準の施行日から、新規制基準に適合するための本体施設等※2に係る工事計画認可の日（東海第二発電所：H30.10.18）に変更

<設置変更許可申請書の受理(R1.9.24)>

- 日本原子力発電から、東二特重施設に関する設置変更補正を受理
(R2.11.16 補正、R3.2.19 再補正、R3.10.15再々補正、R3.11.19最終補正)

<審査会合等の実施>

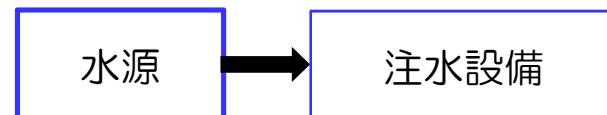
- R1.10.29から審査会合を計33回開催（書面審査2回を含む）
- 原子力規制委員会 臨時会議を7回実施

※1 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則

※2 特重施設等以外の施設及び設備

2. 特重施設を構成する設備

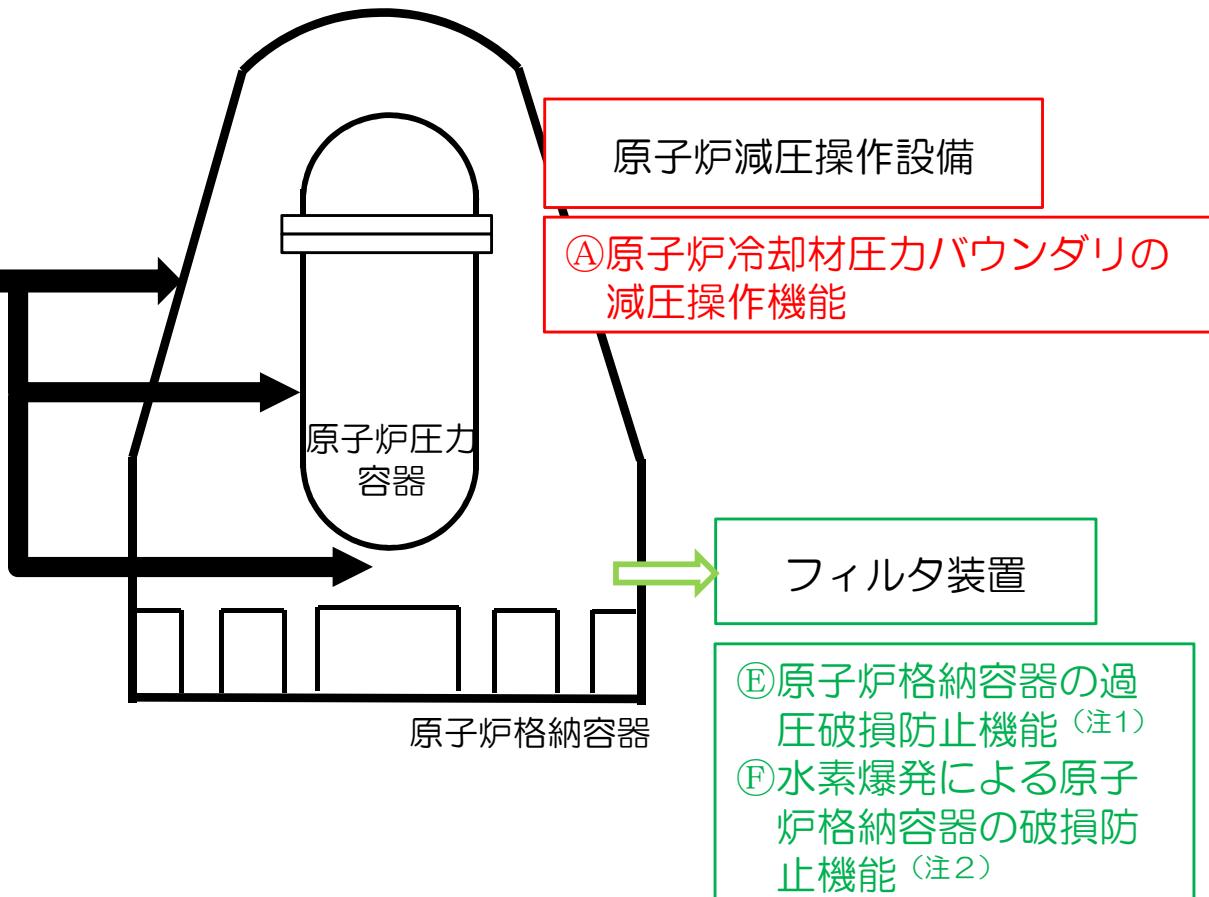
- ③炉内の溶融炉心の冷却機能
- ④原子炉格納容器下部に落下した溶融炉心の冷却機能
- ⑤原子炉格納容器内の冷却・減圧・放射性物質低減機能



- ⑥サポート機能
 - ・電源設備
 - ・計装設備
 - ・通信連絡設備

- ⑦特定重大事故等対処施設を構成する設備である③～⑥を制御する機能
 - ・緊急時制御室

※系統構成はイメージ

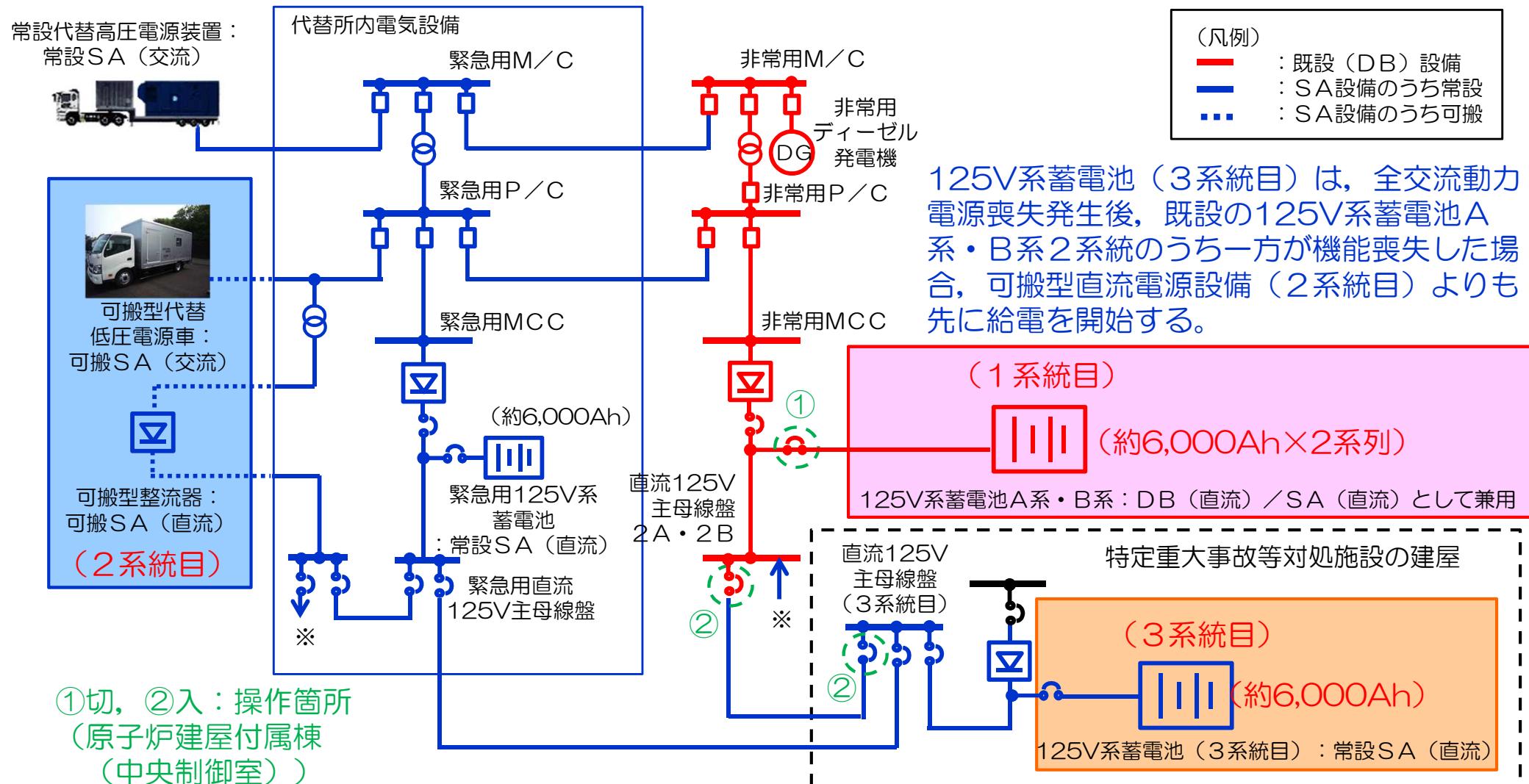


（注1）④原子炉格納容器の過圧破損防止機能については、フィルタ装置に加えて、特重施設専用として、新たに「循環冷却設備（空気冷却）」を設置するとしている。

（注2）⑤水素爆発による原子炉格納容器の破損防止機能については、フィルタ装置に加えて、特重施設専用として、新たに「新設ベント（フィルタなし）設備」を設置するとしている。

3. 所内常設直流電源設備（3系統目）の設置

- ▶ 設計基準事故対処設備の電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合に、重大事故等の対応に必要な設備に直流電力を供給するため、3系統目の所内常設蓄電式直流電源設備として、特定重大事故等対処施設の建屋に、新たに蓄電池（3系統目）を設置する。



<変更申請書>

本文五号、添付書類八（設備関係）38条地盤、39条地震、40条津波、41条火災、43条SA全般、57条電源、58条計装※ ※電源の文言追加のみ修正